

第2期 子どもをみんなで育む計画

～流山市子ども・子育て支援総合計画～見直し（素案）

1. 計画見直しの背景について

子ども・子育て支援総合計画は、子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する計画です。

令和2年3月に策定した第2期子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～では、「流山市総合計画」や「流山市次世代育成支援行動計画」、「第6期流山市障害福祉計画・第2期流山市障害児福祉計画」との整合を図り、令和2年度から令和6年度の計画期間において事業推進に尽力しています。

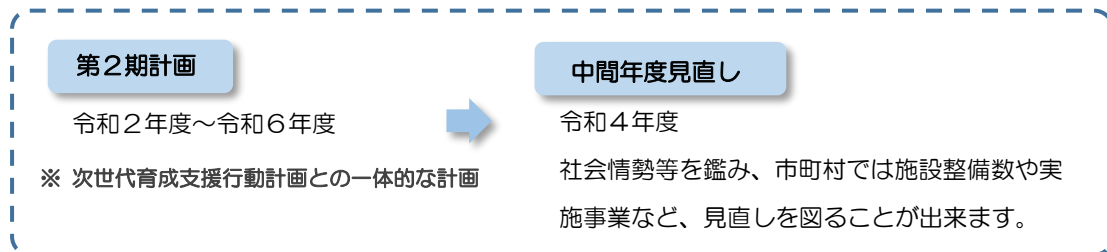
この度、中間年度となる令和4年度において、計画内容の見直しを行い、より事業展開の一層の推進を図ります。

※ 根拠法令：子ども・子育て支援法第60条第1項・第61条第1項



2. 計画期間について

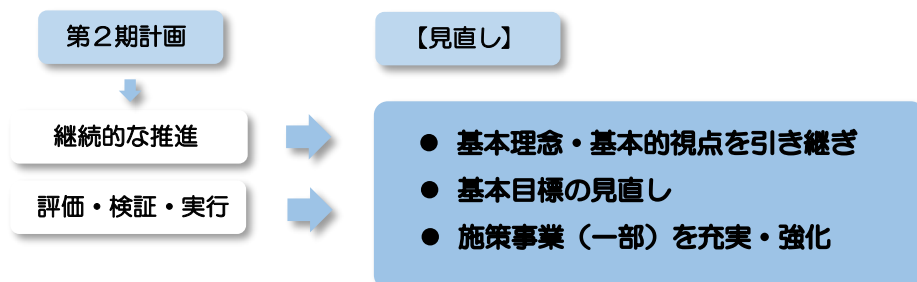
- 令和2年度から令和6年度（5か年）



3. 基本理念等について

（1）第2期計画における基本理念等の見直しについて

- 基本理念・基本的視点に見直しはありません。
- 基本目標の見直しを行います。
- 施策事業（一部）について、充実・強化を図ります。



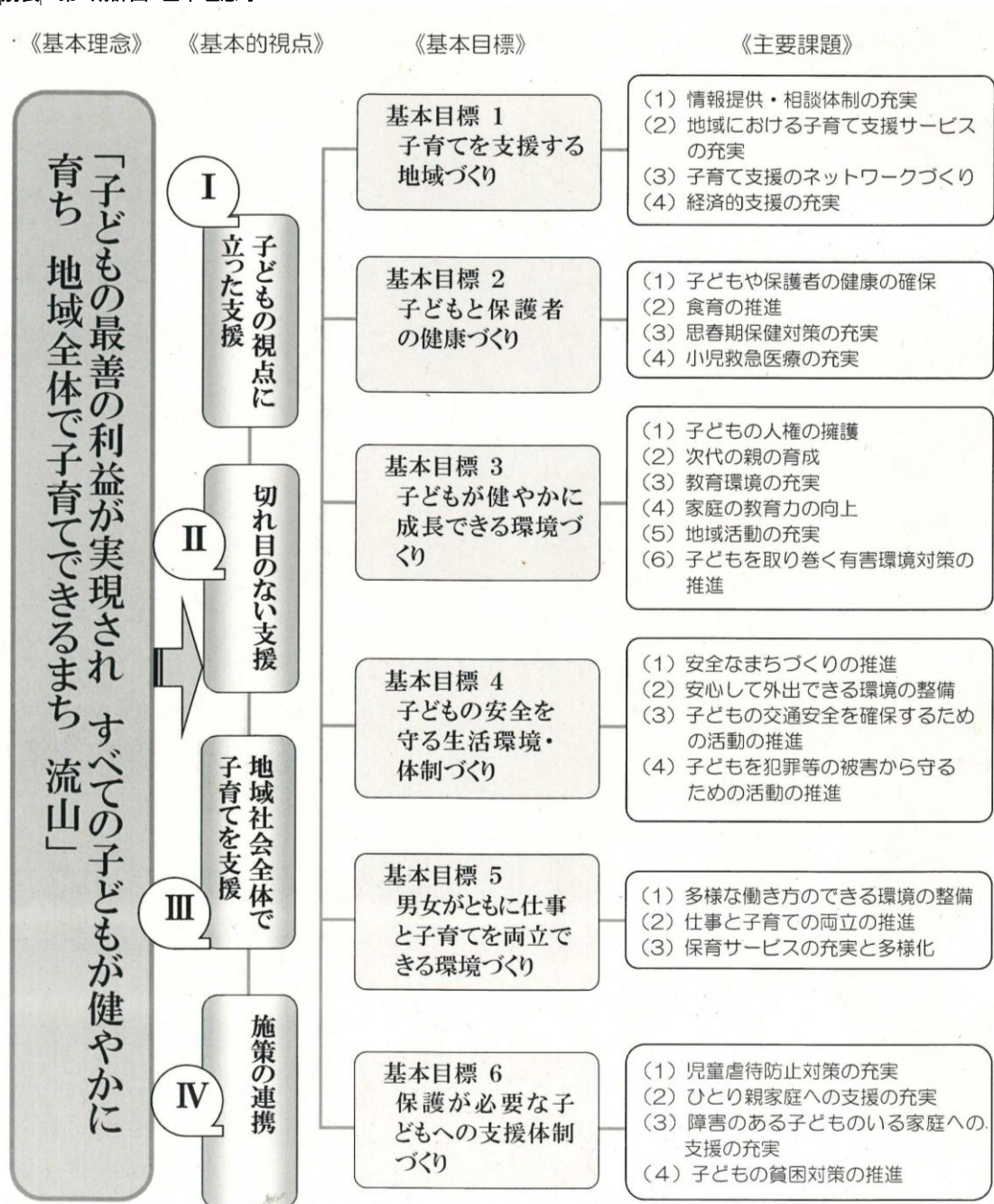
(2) 基本理念について

すべての子どもと親が笑顔で過ごすことができ、各家庭が地域社会と連携、協力をしながら安心して子どもを産み育てられる社会を実現するため、「**子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが健やかに育ち 地域全体で子育てできるまち 流山**」を基本理念として、子育て支援の施策を推進します。

- ◆ また、基本理念の実現に向け、4つの基本的視点を踏まえた、6つの基本目標を通じて、主要課題を洗い出し、各施策事業の展開を図ります。

以下に、別表として、体系図を示します。

別表 第2期計画 基本理念等



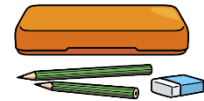
4. 子ども・子育て施策の展開（施策事業）について

基本理念及び基本目標の具現化として全 126 事業の子ども・子育て施策を展開します。

※ 重点施策に位置付けた事業には★印をつけています。

※ 以下、全 126 事業のうち、概要版として事業を抜粋して記載しています。

基本目標 1 子育てを支援する地域づくり	
(1) 情報提供・相談体制の充実	(3) 子育て支援のネットワークづくり
<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て及び家庭教育情報の提供★ ○ 子育て支援総合窓口（事業）の活用★ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ファミリー・サポート・センター事業の推進★ ○ 子育てグループの支援
(2) 地域における子育て支援サービスの充実	(4) 経済的支援の充実
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所の整備★ ○ 送迎保育ステーションの活用★ ○ 地域子育て支援センターの充実★ ○ 幼保一元化（認定こども園の整備）★ ○ 児童館・児童センターの充実★ ○ 学童クラブの充実及び環境整備★ ○ 療育施設(児童発達支援センター)の充実★ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童手当の支給 ○ 児童扶養手当の支給 ○ 子ども医療費の助成 ○ 就学援助・奨学金




基本目標 2 子どもと保護者の健康づくり	
(1) 子どもや保護者の健康の確保	(3) 思春期保健対策の充実
<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠・出産・子育てサポート事業★ ○ 乳幼児健康診査★ ○ 養育支援訪問事業・産褥期ヘルパーの情報提供★ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 思春期相談体制の充実 ○ 学校保健と地域保健の連携強化
(2) 食育の推進	(4) 小児救急医療の充実
<ul style="list-style-type: none"> ○ 食育指導・情報提供 ○ 栄養相談・栄養指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急医療体制の充実



基本目標3 子どもが健やかに成長できる環境づくり	
(1) 子どもの人権の擁護	(4) 家庭の教育力の向上
<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの権利条約・児童憲章の周知・啓発 ○ 相談・カウンセリング★ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭教育講座★ ○ 子育てサロン
(2) 次代の親の育成	(5) 地域活動の充実
<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中・高校生ふれあい体験学習 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域子ども活動の支援 ○ 児童館・児童センターの活用
(3) 教育環境の充実	(6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児教室に関する研究・研修★ ○ 特別支援教育の充実★ ○ 絵本のふれあい体験の支援★ ○ 私立幼稚園への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 街頭補導活動 ○ 青少年主張大会 ○ 非行防止活動等ネットワークづくり

基本目標4 子どもの安全を守る生活環境・体制づくり	
(1) 安全なまちづくりの推進	(3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公園の整備・充実★ ○ 公共施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通学区域内の交通安全施設整備 ○ 交通安全教室の充実
(2) 安心して外出できる環境の整備	(4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
<ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯対策の充実★ ○ 防犯灯の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関、団体との情報交換★ ○ 安全管理の促進★



基本目標5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり	
(1) 多様な働き方のできる環境の整備	(3) 保育サービスの充実と多様化
<ul style="list-style-type: none"> ○ 就職情報の提供 ○ 就職・再就職のための職業研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 延長保育の実施★ ○ 病児・病後児保育の推進★ ○ 障害児保育の推進★ ○ 学童クラブの活用★
(2) 仕事と子育ての両立の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画社会づくり ○ 育児への父親の参加 	

基本目標6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり	
(1) 児童虐待防止対策の充実	(3) 障害のある子どもがいる家庭への支援の充実
<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども家庭支援拠点の整備★ ○ 虐待予防と早期発見★ ○ 虐待に関する相談の充実★ ○ 児童虐待防止のための連携強化★ ○ 社会的養育の推進★ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 療育指導・機能訓練★ ○ 居宅訪問型児童発達支援★ ○ 特別支援教育の推進
(2) ひとり親家庭への支援の充実	(4) 子どもの貧困対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭相談 ○ ひとり親家庭等生活向上事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの貧困対策

見直しにより充実・強化を図る事業（抜粋）

○ ひとり親家庭等生活向上事業

ひとり親家庭等であり、所得が少ない家庭の子どもに学習支援を行うことによって、経済的格差及び教育格差の解消を図ります。学習支援では、夏期及び冬期の追加支援を行います。

○ 子どもの貧困対策

生活保護世帯等の子どもへの学習支援や日常生活を身に付けるための支援を行い、地域による子ども食堂等による支援と連携して、子どもが健全に育成される環境を整えながら、子どもの貧困の連鎖の防止に向けた取り組みを行います。

○ 妊娠・出産・子育てサポート事業

妊娠・出産・子育てまで、切れ目のない支援を実施します。「子育てなんでも相談室」（保健センター、南流山センター、子ども家庭課、おたかの森児童センター、南流山児童センター）の連携により、相談・支援体制の強化を図ります。

○ 学童クラブ施設

令和6年度に新たに開校予定である（仮称）南流山第二小学校と（仮称）市野谷小学校に学童クラブを整備していきます。

5. 教育・保育施設等の利用者見込み量と確保方策の見直し

第2期計画では、市域を北部・中部・南部・東部の4区分に分け、利用者の量の見込み（需要）と確保方策（供給）を位置付けています。区画整理事業の進捗に伴い、中部と南部の一部について地域の見直しをします。

また、利用者区分は当初計画から見直しはありません。

※1号・2号認定（3～5歳）、3号認定（0～2歳）



(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策の見直し

令和3年度及び令和4年度当初の子どもの数や教育・保育利用者数、将来人口推計※等を加味して見直しをしています。

（※次期総合計画における将来人口推計調査報告書 流山市 2018年3月）

《保育所等の整備年度及び整備数（見直し）》

単位：定員数

	北部	中部	南部	東部	計
令和5年度	60	60	30	60	210
令和6年度	0	0	0	0	0

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の見直し

地域子ども・子育て支援事業について、学童クラブと地域子育て支援センター、病児保育事業（病児・病後児保育事業）に係る見直しをします。概要では、学童クラブを抜粋しています。

《学童クラブの整備年度及び整備数（見直し）》

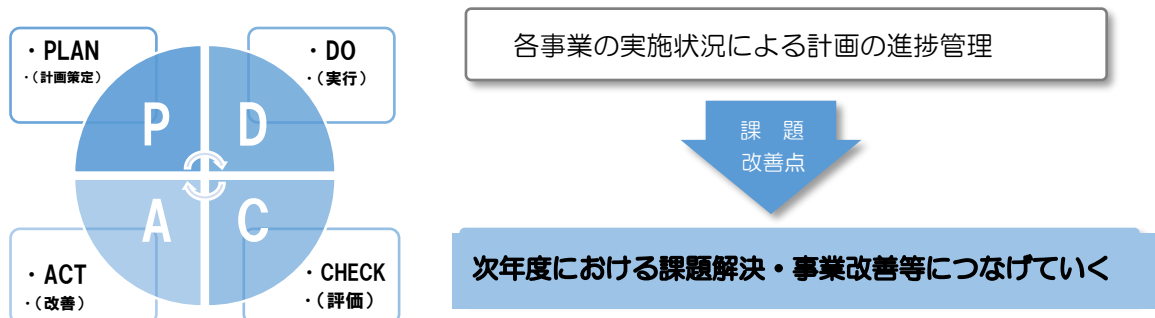
単位：定員数

	北部	中部	南部	東部	計
令和5年度	0	280	240	0	520
令和6年度	0	0	0	0	0

6. 計画の進捗管理

進捗管理も並行して実施し、計画の評価・分析を行います。

【PDCAサイクル】



※ 内閣府子ども・子育て本部参事官事務連絡により、計画の中間年度見直しの他、地域の実情に応じた必要な場合は、適時に市町村計画を見直すことが出来ます。

